新型コロナウイルス感染症拡大に伴う今後の議会活動について

１ 会議関係について

各会議の開催については、以下のとおり対応する。なお、会議の開催にあたっては、次に掲げる感染予防対策等を実施する

・議会事務局室の前に消毒液を設置する。
・議場及び会議室においては、議員、町職員はマスクを着用するとともに、室内の換気、ドアノブ等の消毒を適宜行う。
・傍聴者には、受付時に発熱の確認及び手指消毒、マスク着用など感染予防の協力依頼を行う。また、ホームページにより事前に注意喚起を行う。
・傍聴席は、一定の間隔で着座するように対策を講じる。
・町側の出席者は必要最低限とする。
・議員席においては、一定の間隔を確保する。

（1）委員会

① 各委員会における調査・研究に関する活動及び一般会議は自粛する。
② 次に掲げる委員会については開催できるものとする。なお、短時間で終了できるよう効率的な運営に努める。

・議案等の付託案件を議題とする常任委員会
・次期定例会の日程等について調整を行う議会運営委員会
・議会だよりの編集に伴う広報広聴常任委員会広報分科会

（2）第１回定例会

会期及び会議時間ができるだけ短期間・短時間になるよう次の対策を講じる。

・日程表、議案の朗読を省略する。
・議案等の説明は、できるだけ簡潔にするよう執行部に要請する。
・一般質問は、通告時間を４０分（再質問を含む）とし実施する。
・予算審査特別委員会の在り方については、議会運営委員会で検討する。

（3）臨時会

国の新型コロナウイルス感染症対策により、補正予算等の緊急議案により招集要請がある場合は、開催日等柔軟に対応する。

（4）議会全員協議会

議会全員協議会については予定どおり開催するが、短時間で終了できるよう効率的な運営に努める。

２ 行事関係

議会報告会・意見交換会、行政視察、中学生議会については、今後の状況に応じ、開催の可否を検討していく。

３ 議員活動について

（1）会議等で登庁する場合は、必ず検温を行い、37.5 度以上の場合は登庁しない。

（2）日常的な感染予防対策を確実に行うとともにやむを得ない場合を除き、不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加は見合わせる。

（3）午後８時以降の外出自粛を要請されている状況において、町民感情に配慮した行動をする。

（4）一定時間滞在した場所や接触した人がいる場合は、記録にとどめておく。

（5）町に対する要望及び新型コロナウイルス感染症に係る情報収集は、議員個人として行うのではなく、対策支援会議が集約し行う。

（6）万が一議員本人又は、家族が新型コロナウイルス感染症にり患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに事務局を通じ議長に報告を行い、関係機関等の指示に従い行動する。